

東濃看護専門学校自動販売機設置事業入札説明書

1 目的

この説明書は、東濃西部広域行政事務組合立東濃看護専門学校自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。入札に参加される方は、入札説明書をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

2 貸付物件

施設名称	所在地	設置場所	貸付面積
東濃看護専門学校	土岐市土岐津町土岐口703番地の24	2階 調理実習室 1台	1.6㎡

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

3 入札参加要件

次の要件を全て満たす法人又は個人が入札に参加することができます。

- (1) 法人にあつては岐阜県東濃地域（多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市及び中津川市（以下「東濃地域」という））に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては東濃地域で事業を営んでいること。
- (2) 入札公告の日から落札決定までの間、多治見市、瑞浪市及び土岐市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 市区町村税及び、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

4 契約上の条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、東濃西部広域行政事務組合が設置業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

(2) 賃貸期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしないもの。

(3) 貸付料

貸付料は、東濃西部広域行政事務組合が設定する最低価格以上で有効な入札のうち、最高価格で入札された金額とします。

貸付料は、契約期間の月数に均等分割して、年度ごとに納付してください。

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の改定を行うことができるものとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置業者の負担とします。また、電気料についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、東濃西部広域行政事務組合が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 納入方法

東濃西部広域行政事務組合が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

(6) 設置、設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による。

(7) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東濃看護専門学校の指示に従うこと。

エ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類又は品目に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東濃西部広域行政事務組合に請求することができません。

5 入札参加申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間：平成31年1月28日（月）～平成31年2月1日（金）

（午前9時～午後4時）

提出場所：土岐市土岐津町土岐口703-24 東濃看護専門学校 事務室

提出方法：直接持参してください。（郵送、FAX等による提出は受け付けません）

提出書類：次の書類を各1部提出

①入札参加申込書

②法人の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（写し）

個人の場合は、代表者の身分証明書（写し）

③法人の場合は、申込をする事業所がある法人市民税完納証明書（写し）

法人の場合は、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（写し）

個人の場合は、事業主の市区町村税完納証明書（写し）

個人の場合は、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）（写し）

④入札参加要件（3）の許認可の免許書の写し（該当の場合のみ）

⑤誓約書

※各証明書については、いずれも発行後3カ月以内のもの。

※市区町村税完納証明書が発行されない場合は、法人住民税（又は住民税）及び固

定資産税の直近の納税証明書でも可

(2) 質問の受付

入札に関し質問がある場合は、次に掲げるところにより書面で回答を求めることができます。なお、質問書はFAX（直接持参も可）により提出するものとし、回答日時までに回答します。なお、FAX送信後に必ず電話で受信確認をしてください。

- ①提出期限：平成31年1月21日（月）
- ②提出場所：土岐市土岐津町土岐口703-24 東濃看護専門学校事務室
TEL 0572-55-8181 FAX 0572-55-8182
- ③回答日時：平成31年1月25日（金）までにFAXにて回答

6 入札の手続

(1) 入札方法

- ①入札は、平成31年2月8日（金）午前11時に東濃看護専門学校 会議室で行います。
- ②入札書に記載する金額は、3年間の貸付料金額（税抜）を記載してください。
（参考までに月額貸付料金額（税抜）を記載してください）
- ③入札書は当日持参してください。（郵送による入札は受け付けません）
- ④代理の方が入札される場合は、委任状が必要になります。
- ⑤提出した入札書を書換え、引換え又は撤回できませんので十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ①入札書
- ②委任状（代理人が入札する場合必要。）
- ③入札用封筒

(3) 入札保証金

入札保証金は免除。

(4) 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者の入札
- ②委任状を持参しない代理人の入札
- ③入札書の金額が訂正してある入札
- ④入札に不正のあった場合の入札

7 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

落札者は、東濃西部広域行政事務組合が定める最低価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

落札者となるべき者が2人以上いる時は、直ちに「くじ」により落札者を決定します。

(2) 再度入札

東濃西部広域行政事務組合が定める最低価格以上の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。
再度入札は、1回とします。

8 契約の手続

落札者は、交付された契約書を用いて落札決定の日から7日以内に契約を締結するものとします。
なお、契約保証金は免除とします。

9 その他

- (1) 設置業者の決定後、入札結果については東濃西部広域行政事務組合：東濃看護専門学校のホームページにて、公表します。
- (2) 自動販売機設置事業への入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、東濃西部広域行政事務組合契約規則等の法令を遵守してください。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがあります。この場合による損害は、各入札者の負担となります。

10 募集に関する問い合わせ先

東濃看護専門学校事務室 担当 鈴木
電話 0572-55-8181